

## 田原本町告示第62号

田原本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年2月田原本町規則第2-3号。以下「規則」という。）第10条第2項に定める第1号事業支給費の自己負担額の特例に関する基準及び手続並びに第5条第3項各号に定める額に関する基準（令和元年6月1日田原本町告示第48-2号）の全部を改正し、10月1日から施行する。

なお、本告示の施行に伴い、令和元年6月1日田原本町告示第48-2号は廃止する。

令和元年7月23日

田原本町長 森 章 浩

第1条 規則第10条第2項に定める、第1号事業支給費の自己負担額の特例に関する基準及び手続は、田原本町介護保険利用者負担額の特例に関する要綱（平成15年4月田原本告示第27号）の規定を準用する。

第2条 規則第5条第3項第1号に定める、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として町長が定める費用とは、介護保険法施行規則第61条第1項第1号で定める費用とする。

第3条 規則第5条第3項第1号に定めるサービスの種類ごとに、当該サービスの種類に係るサービスの内容、当該サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該サービスに要する平均的な費用（介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として当該告示第2条で定める費用を除く。）の額を勘案して町長が定める基準並びに規則第5条第3項第3号に定める当該事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該事業に要する平均的な費用の額を勘案して町長が定める基準は、下記のとおりとする。

区分	サービスの種類	単位数	1 単位の単価
訪問型サービス	・訪問型サービス A	別添 1 第 1 各号に定める単位数。	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）に定める田原本町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
通所型サービス	・通所型サービス A	別添 1 第 2 各号に定める単位数。	10 円に単価告示に定める田原本町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

区分	サービスの種類	単価・実施方法等
訪問型サービス	・訪問型サービス B ・訪問型サービス C	補助（助成）又は委託にて実施し、補助（助成）に関する単価などは要綱などに規定し、委託に関する単価などは契約内容などで規定する。
通所型サービス	・通所型サービス B ・通所型サービス C	

区分	サービスの種類	単位数	1 単位の単価
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメント A ケアマネジメント C	別添 2 に定める単位数。	10 円に単価告示に定める田原本町の地域区分における居宅介護支援の割合を乗じて得た額とする。

## 別添 1

### 田原本町第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業支給費単位表

以下、特に注釈のない項目は、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の基準を準用する。

#### 第 1 訪問型サービス A

当該訪問型サービス A においては、各要支援認定者等（事業対象者、要支援 1 又は要支援 2 としての認定を受けた者をいう。以下認定者という。）につき、一週ごとに、(1)～(3)のうち、いずれかのサービスのみを算定可能とする。ただし、下記の場合は下記の基準に従うものとする。

- i 月額単価を請求した場合は、いずれか 1 種類の月額単価しか請求することはできず、その月において、当該種別以外の本体単価は算定できないものとする。
- ii ある週において、(1)、(2)及び(3)で算定できるサービスを併せて提供した時は、(1)又は(2)で 1 週当たりの上限として設定された回数の中であれば、(1)、(2)及び(3)のサービスを算定することが出来る。この場合において、(1)において「回程度」とあるのは「回」と、「週 2 回を超える程度」とあるのは「週 3 回」と読み替えるものとする。

#### (1) 身体介助中心訪問型サービス A

第 1 号事業訪問介護計画（以下、「訪問計画」という。）及び実際のサービス提供の双方とも、1 回あたり 20 分以上のサービス提供を行った場合に算定するものとする。

イ 身体介助中心訪問型サービス A I 月額 1,172 単位

（事業対象者又は要支援 1・2 であって、週 1 回程度の利用者に対し、月に 5 回以上、当該サービスを提供した場合に算定）

身体介助中心訪問型サービス A I 回数割 267 単位

（月に 4 回まで当該サービスを提供した場合に算定※）

ロ 身体介助中心訪問型サービス A II 月額 2,342 単位

（原則として要支援 1・2 であって週 2 回程度の利用者に対し、

月に9回以上、当該サービスを提供した場合に算定)

身体介助中心訪問型サービスAⅡ回数割 271 単位

(事業対象者又は要支援1・2であって、月に5回以上8回以下  
当該サービスを提供した場合に算定※)

ハ 身体介助中心訪問型サービスAⅢ月額 3,715 単位

(原則として要支援2であって、週2回を超える程度の利用者に対し、  
月に13回以上、当該サービスを提供した場合に算定)

身体介助中心訪問型サービスAⅢ回数割 286 単位

(原則として要支援2であって、月に9回以上12回以下  
当該サービスを提供した場合に算定※)

ニ 初回加算 200 単位 (1月につき)

ホ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位 (1月につき)

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位 (1月につき)

ヘ 介護職員環境改善加算

(1) 介護職員環境改善加算(Ⅰ)(身体)包括単価Ⅰ 160 単位

(2) 介護職員環境改善加算(Ⅰ)(身体)包括単価Ⅱ 320 単位

(3) 介護職員環境改善加算(Ⅰ)(身体)包括単価Ⅲ 508 単位

(4) 介護職員環境改善加算(Ⅰ)(身体)回数割 36 単位

(5) 介護職員環境改善加算(Ⅱ)(身体)包括単価Ⅰ 117 単位

(6) 介護職員環境改善加算(Ⅱ)(身体)包括単価Ⅱ 234 単位

(7) 介護職員環境改善加算(Ⅱ)(身体)包括単価Ⅲ 371 単位

(8) 介護職員環境改善加算(Ⅱ)(身体)回数割 26 単位

(9) 介護職員環境改善加算(Ⅲ)(身体)包括単価Ⅰ 64 単位

(10) 介護職員環境改善加算(Ⅲ)(身体)包括単価Ⅱ 128 単位

(11) 介護職員環境改善加算(Ⅲ)(身体)包括単価Ⅲ 204 単位

(12) 介護職員環境改善加算(Ⅲ)(身体)回数割 14 単位

ト 介護職員等特定環境改善加算

(1) 介護職員等特定環境改善加算(Ⅰ)(身体)包括単価Ⅰ 74 単位

(2) 介護職員等特定環境改善加算(Ⅰ)(身体)包括単価Ⅱ 148 単位

(3) 介護職員等特定環境改善加算(Ⅰ)(身体)包括単価Ⅲ 234 単位

(4) 介護職員等特定環境改善加算 (I) (身体) 回数割	17 単位
(5) 介護職員等特定環境改善加算 (II) (身体) 包括単価 I	49 単位
(6) 介護職員等特定環境改善加算 (II) (身体) 包括単価 II	98 単位
(7) 介護職員等特定環境改善加算 (II) (身体) 包括単価 III	156 単位
(8) 介護職員等特定環境改善加算 (II) (身体) 回数割	11 単位

注1 主として身体介助（介助等であって専門的な知識・技能を必要とし、専門職のサービス提供を行う必要があるもの）の提供を行うもの。原則として「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日 老計第10号）」に依るものとするが、専門的な知識・技能を要する介助を要せず、見守り及び専門的な知識・技能を要しない手助けにて対応可能である場合は身体介助とは扱わないものとする。

注2 当該サービスの算定については、介護福祉士、施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する者に限る。

注3 への基準については介護職員処遇改善加算の同一のローマ数字の訪問介護の算定基準を、トの基準については介護職員等特定処遇改善加算の同一のローマ数字の訪問介護の算定基準を準用する。包括単価I～IIIについては、身体介助中心訪問型サービスAのI～IIIの算定基準と同様とする。

注4 介護職員環境改善加算及び介護職員等特定環境改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注5 高齢者の介護予防と自立支援を目的とするため、サービスの利用においては介護予防ケアマネジメント（A）において必要性・内容・頻度等を決定する。

注6 事業対象者に上記ロ又はハ、要支援1に上記ハを算定する場合は、その必要性について地域包括支援センターにおいて十分吟味をし、特別な理由が確認された場合にのみ算定を可能とする。

注7 ホについて、(I)は、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないもの）に限る。以下この注

及び通所型サービスA注4において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からの助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該計画に基づく訪問型サービスAを行ったときは、初回の訪問型サービスAが行われた日の属する月に、所定単位数を加算を可能とするものとし、(Ⅱ)は、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービスA個別計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別計画に基づく訪問型サービスAを行ったときは、初回の訪問型サービスAが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算を可能とするものとする。(ただし、(Ⅱ)は(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない)。なお、当該加算は、平成30年10月から加算を可能とする。(以下他の訪問型サービスAの類型においても同じ。)

注8 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトを算定しない。

(2) 生活援助中心訪問型サービスA

イ 生活援助中心訪問型サービスA 223 単位 (1 回あたり)

(事業対象者、要支援1・2 1 回あたり45分以上)

ロ 初回加算 200 単位 (1 月につき)

ハ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位 (1 月につき)

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位 (1 月につき)

ニ 介護職員環境改善加算

(1) 介護職員環境改善加算(生活Ⅰ) 30 単位

(2) 介護職員環境改善加算(生活Ⅱ) 22 単位

(3) 介護職員環境改善加算(生活Ⅲ) 12 単位

ホ 介護職員等特定環境改善加算

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 介護職員等特定環境改善加算（生活Ⅰ） | 14 単位 |
| (2) 介護職員等特定環境改善加算（生活Ⅱ） | 9 単位  |

注1 訪問計画及び実際のサービス提供の双方とも、1回当たり45分以上のサービス提供を行った場合に算定するものとする。

注2 主として生活援助（専門的な知識・技能を必要としないもの、専門職のサービス提供を必要としないもの）の提供を行うもの。原則として「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日 老計第10号）」に依るものとするが、見守り及び専門的な知識・技能を要しない手助けにて対応可能である場合は身体介助とは扱わず、生活援助として扱うものとする。

注3 要支援1の認定者は2回/週、事業対象者・要支援2の認定者は3回/週以内を基本とする。ただし、必要性について地域包括支援センターにおいて十分吟味をし、特別な理由が確認された場合はその限りでない。

注4 高齢者の介護予防と自立支援を目的とするため、サービスの利用においては介護予防ケアマネジメント（A）において必要性・内容・頻度等を決定する。

注5 当該サービスの算定については、訪問介護員等のほか町長が指定する研修を修了した者も提供することができる。

注6 ニの基準については介護職員処遇改善加算の同一のローマ数字の訪問介護の算定基準を、ホの基準については介護職員等特定処遇改善加算の同一のローマ数字の訪問介護の算定基準を準用する。

(3) 短時間訪問型サービスA

イ 短時間訪問型サービスA 166 単位（1回あたり）

（事業対象者、要支援1・2）

ロ 初回加算 200 単位（1月につき）

ハ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）

生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）

ニ 介護職員環境改善加算

(1) 介護職員環境改善加算（短時間Ⅰ）	22 単位
(2) 介護職員環境改善加算（短時間Ⅱ）	16 単位
(3) 介護職員環境改善加算（短時間Ⅲ）	9 単位
ホ 介護職員等特定環境改善加算	
(1) 介護職員等特定環境改善加算（短時間Ⅰ）	10 単位
(2) 介護職員等特定環境改善加算（短時間Ⅱ）	6 単位

注1 訪問計画及びサービス提供票等にて提供を予定されている訪問型サービスであって、身体介助中心訪問型サービスA又は生活援助中心訪問型サービスAのいずれにも算定されない訪問型サービスを提供した場合に算定するものとする。

注2 要支援1の認定者は2回/週以内、事業対象者及び要支援2の認定者は3回/週以内を基本とする。ただし、必要性について地域包括支援センターにおいて十分吟味をし、特別な理由が確認された場合はその限りでない。

注3 高齢者の介護予防と自立支援を目的とするため、サービスの利用においては介護予防ケアマネジメント（A）において必要性・内容・頻度等を決定する。

注4 ニの基準については介護職員処遇改善加算の同一のローマ数字の訪問介護の算定基準を、ホの基準については介護職員等特定処遇改善加算の同一のローマ数字の訪問介護の算定基準を準用する。

## 第2 通所型サービスA

イ 通所型サービスA 1月額	1,405 単位
通所型サービスA 1回数割	330 単位
(要支援1 1月につき・週1回程度の通所)	
通所型サービスA 2月額	2,943 単位
通所型サービスA 2回数割	341 単位
(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所)	
ロ 入浴加算	50 単位
通所型サービスA 1の算定を行っている認定者については5回/月以内、	

通所型サービスA2の算定を行っている認定者については9回／月以内しか算定できない。ただし、下記注3において、特別な理由が確認された場合はその限りでない。

- ハ 運動機能向上加算 225 単位 (1 月につき)
- ニ 栄養改善加算 150 単位 (1 月につき)
- ホ 口腔機能向上加算 150 単位 (1 月につき)
- ヘ 事業所評価加算 120 単位 (1 月につき)
- ト 生活機能向上連携加算Ⅰ 200 単位 (1 月につき)  
生活機能向上連携加算Ⅱ 100 単位 (1 月につき)
- チ 栄養スクリーニング加算 5 単位 (1 回につき)
- リ サービス提供体制強化加算
  - (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ
    - ①週 1 回程度 72 単位 (1 月につき)
    - ②週 2 回程度 144 単位 (1 月につき)
  - (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ
    - ①週 1 回程度 48 単位 (1 月につき)
    - ②週 2 回程度 96 単位 (1 月につき)
  - (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)
    - ①週 1 回程度 24 単位 (1 月につき)
    - ②週 2 回程度 48 単位 (1 月につき)
- ヌ 介護職員環境改善加算
  - (1) 介護職員環境改善加算 (Ⅰ) 回数割 (A 1～4 回) 19 単位
  - (2) 介護職員環境改善加算 (Ⅰ) 包括単価 (AⅠ) 82 単位
  - (3) 介護職員環境改善加算 (Ⅰ) 回数割 (A 5～8 回) 20 単位
  - (4) 介護職員環境改善加算 (Ⅰ) 包括単価 (AⅡ) 173 単位
  - (5) 介護職員環境改善加算 (Ⅱ) 回数割 (A 1～4 回) 14 単位
  - (6) 介護職員環境改善加算 (Ⅱ) 包括単価 (AⅠ) 60 単位
  - (7) 介護職員環境改善加算 (Ⅱ) 回数割 (A 5～8 回) 14 単位
  - (8) 介護職員環境改善加算 (Ⅱ) 包括単価 (AⅡ) 126 単位
  - (9) 介護職員環境改善加算 (Ⅲ) 回数割 (A 1～4 回) 7 単位

(10) 介護職員環境改善加算 (Ⅲ) 包括単価 (AⅠ)	32 単位
(11) 介護職員環境改善加算 (Ⅲ) 回数割 (A 5～8回)	7 単位
(12) 介護職員環境改善加算 (Ⅲ) 包括単価 (AⅡ)	67 単位

ル 介護職員等特定環境改善加算

(1) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅰ) 回数割 (A 1～4回)	3 単位
(2) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅰ) 包括単価 (AⅠ)	16 単位
(3) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅰ) 回数割 (A 5～8回)	4 単位
(4) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅰ) 包括単価 (AⅡ)	35 単位
(5) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅱ) 回数割 (A 1～4回)	3 単位
(6) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅱ) 包括単価 (AⅠ)	14 単位
(7) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅱ) 回数割 (A 5～8回)	3 単位
(8) 介護職員等特定環境改善加算 (Ⅱ) 包括単価 (AⅡ)	29 単位

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。

注3 要支援1の認定者は1回/週程度以内、事業対象者及び要支援2の認定者は2回/週程度以内を基本とする。ただし、必要性について地域包括支援センターにおいて十分吟味をし、特別な理由が確認された場合はその限りでない。

注4 トについて、下記のいずれにも適合しているものとして町長に届け出た通所型サービスA事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位の加算を可能とする（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位の加算を可能とする）。なお、当該加算は、平成30年10月から加算を可能とする。

① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（身

体介護中心訪問型サービスAの注7に規定する医療提供施設をいう。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該通所型サービスA事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

- ② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ③ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

注5 下記のいずれにも適合している通所型サービスA事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護予防支援事業所の担当職員等に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位の加算を可能とする。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスの属する月は、算定しない。なお、当該加算は、平成30年10月から加算を可能とする。

注6 ヌの基準については介護職員処遇改善加算の同一のローマ数字の通所介護の算定基準を、トの基準については介護職員等特定処遇改善加算の同一のローマ数字の通所介護の算定基準を準用する。

注7 サービス提供体制強化加算、介護職員環境改善加算及び介護職員等特定環境改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

注8 高齢者の介護予防と自立支援を目的とするため、サービスの利用に

においては介護予防ケアマネジメント（A）において必要性・内容・頻度等を決定する。

## 田原本町第 1 号事業介護予防支援事業支給費単位表

ケアマネジメント作成時に、支援計画（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第八条の二第十六項に定める介護予防サービス計画及び地域支援事業実施要綱 別記 1 第二 1 (1)イ(ウ)④(b)に定める介護予防ケアプランをいう。以下同じ）の有効期間を定めるものとする。有効期限の最長は 2 年とし、要支援認定者は認定の有効期間内とする。

支援計画の有効期間満了の 1 か月前までに、再度アセスメント、ケアマネジメントを行い、サービス利用の継続の有無について利用者への説明・同意を行うこと。この場合、改めて介護予防ケアマネジメント C を算定できるものとする。

令和元年 6 月より、地域包括支援センターが町直営にて運営を開始するため、単価を設定する必要は基本的に無くなった所であるが、事業の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合、委託の単価として、事務量に応じた単価を設定する必要があることから、以下の基準にて単価を設定する。

### 1 介護予防ケアマネジメント A（原則的なケアマネジメント）

#### (1) 介護予防ケアマネジメント A 費（1 月につき） 387 単位

介護予防ケアマネジメント A 支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位を算定する。

#### (2) 初回加算 270 単位

介護予防ケアマネジメント A 事業所において、新規に介護予防ケアマネジメント A 計画を作成し、利用者に対し介護予防ケアマネジメント A 支援を行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

#### (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 270 単位

利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所に提供し、当該指定介護予防小

規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定居宅介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

## 2 介護予防ケアマネジメントC（初回のみ）のケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントC費（1回のみ） 198単位

ケアマネジメントの結果、訪問型サービスB、通所型サービスB、その他の生活支援サービス等につなげる場合、支援計画を作成した時に算定する。

注1 支援計画の有効期間満了の1か月前までに、再度アセスメント、ケアマネジメントを行い、サービス利用の継続の有無について利用者への説明・同意を行った場合、改めて介護予防ケアマネジメントCを算定できるものとする。